

○添田町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成 25 年 5 月 24 日
教育委員会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、私立幼稚園の設置者が園児の保護者に対し、保育料等の減額又は免除（以下「減免」という。）をする場合に、町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条第 1 項の許可を受けて設置された私立の幼稚園をいう。
- (2) 保育料等 私立幼稚園の園則に定められた入園料及び保育料をいう。
- (3) 保護者 園児を現に監護する者で、私立幼稚園に当該園児の保育料等を納入する義務を有するものをいう。
- (4) 園児 学校教育法第 26 条の規定に基づく入園資格を有し、現に私立幼稚園に在園している幼児で、添田町に住所を有する者をいう。

(補助金の交付・限度額)

第 3 条 私立幼稚園の設置者が、園児の保護者に対し保育料等を減免する場合に、次の各号に定める範囲において、当該私立幼稚園の設置者に対して補助金を交付する。

- (1) 補助金の補助対象経費は入園料及び保育料の合計額とする。
- (2) 園児 1 人に対する補助限度額は幼稚園就園奨励費交付要綱（平成 20 年 6 月 17 日文部科学大臣裁定。平成 26 年 4 月 1 日一部改正）第 3 条第 3 項に定め、毎年度通知される補助限度額に準じ、毎年度別に定め公表する。

2 前項の規定に関わらず、園児が年度の中で入退園した場合は、添田町は在園月数により月割額を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする私立幼稚園の設置者は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 保育料等減免措置に関する調書（様式第 2 号）
- (2) 減免申請者の属する全ての者が当該年度において納付すべき町民税の額を証する書類。ただし減免申請者の属する世帯が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 条）の規定による保護を受けている場合は生活保護を受けている旨の福祉事務所の証明書に代えることができる。
- (3) 入園料及び保育料の額を明らかにする書類（園則等）
- (4) 幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第 3 号）

(補助金の交付決定)

第 5 条 町長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査をし、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により当該申請をした私立幼稚園の設置者に通知するものとする。なお通知時期については第 11 条を準用する。

2 私立幼稚園の設置者は、交付決定通知を受けたときは、速やかに減免措置の方法を添田町に報告しなければならない。

(補助金の変更申請)

第6条 第4条の規定により提出した私立幼稚園の設置者は、補助金の交付申請内容に変更が生じたときは、速やかに私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書(様式第3号)

(2) その他変更の理由が明らかとなる書類

(補助金の交付)

第7条 添田町は、当該年度の3月17日までに補助金を全額交付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金を受けた私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月31日までのいずれか早い日までに私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書(様式第7号)に保育料等を減免したことを証する書類を添えて、添田町に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた私立幼稚園の設置者は、保育料等を減免したことを明らかにする書類を当該会計年度終了後5年間保管しておかななければならない。

2 添田町は、補助金交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

(補助金の返還)

第10条 添田町は、私立幼稚園の設置者が偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部または一部を期限を定めて返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、添田町が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年5月24日から施行し、平成25年度添田町私立幼稚園就園奨励費補助金要綱に適用する。

附 則(平成26年5月19日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の平成26年度添田町私立幼稚園就園奨励費補助金要綱に適用する。

附 則(平成27年5月29日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の平成27年度添田町私立幼稚園就園奨励費補助金要綱に適用する。